

国立大学法人東京海洋大学固定資産貸付料算定基準

		平成29年2月21日	
		海洋大規第 26号	
改正	平成30年 4月17日	海洋大規第 66号	
改正	令和元年 9月27日	海洋大規第 101号	
改正	令和 5年 3月28日	海洋大規第 32号	
改正	令和 8年 3月16日	海洋大規第 24号	

(目的)

第1条 この基準は、国立大学法人東京海洋大学固定資産貸付要項（平成16年4月1日海洋大規第59号。以下「要項」という。）第6条に基づき、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）の固定資産貸付料（以下「貸付料」という。）の算定方法等について定めるものである。

(対象となる貸付施設等)

第2条 この基準の対象となる貸付施設等は、国立大学法人東京海洋大学固定資産管理細則（以下「細則」という。）第7条別表第1に定める固定資産とする。ただし、他の法令及び学内規則等に料金に係る定めがある固定資産については、当該法令等の定めによるものとする。

(貸付料の算定区分)

第3条 前条における貸付料の算定は、次の各号に掲げる区分毎に行う。

- 一 長期に渡る土地の貸付（1ヶ月以上のもの）
- 二 長期に渡る建物の貸付（1ヶ月以上のもの）
- 三 一時的に貸付ける土地（グラウンド、テニスコート等）
- 四 一時的に貸付ける建物（会議室、教室等）
- 五 映画及びテレビ等撮影
- 六 細則第7条別表第1に定める土地・建物以外の有形固定資産（以下「機械工具備品等」という。）
- 七 前各号に掲げるもの以外の固定資産

(長期に渡る土地・建物の貸付料)

第4条 前条第1号及び第2号の算定区分における貸付料は、次の各号のとおりとする。

- 一 前条第1号の場合にあつては、近傍類似の取引実例を勘案して算定し、別表第1のとおりとする。
 - 二 前条第2号の場合にあつては、近傍類似の取引実例を勘案して算定し、別表第2のとおりとする。
- 2 土地の1ヶ月以上の貸付にあつては、消費税及び地方消費税の相当額の加算を行わないものとする。

(一時的に貸付ける土地・建物等の貸付基礎額及び貸付料)

第5条 第3条第3号から第7号までの算定区分における貸付料算定の基礎となる額（以下「貸付基礎額」という。）及び貸付料は、次の各号のとおりとする。

- 一 第3条第3号及び第4号の場合にあつては、固定資産台帳価格及び土地建物の維持・管理にかかる経費（公租公課を含む。）を算定した額と近隣の貸付料金を勘案し、別表第3のとおりとする。
- 二 第3条第5号の場合にあつては、近隣の国立大学法人等の貸付料金及び公共施設におけるロケーション占有料を勘案し、別表第4のとおりとする。
- 三 第3条第6号の場合にあつては、取得価格とその耐用年数及び維持・管理等に係る経費に基づき算定した額を勘案し、別表第5のとおりとする。
- 四 第3条第7号の場合にあつては、別表第1及び別表第2により算定する。

（貸付料の減額又は免除）

第6条 貸付料は、次の各号に掲げるとおり減額又は免除することができる。

- 一 国立大学法人東京海洋大学名義の使用許可に関する要項（平成27年海洋大規第83号）により、その許可を受けたものである場合は、貸付料の50%の減額。
 - 二 社会貢献に係る固定資産貸付料の減額又は免除に関する取扱い（平成30年4月17日広報・社会貢献委員会決定）により、その許可を受けたものである場合は、広報・社会貢献委員会の議を経て学長が定める額に減額又は免除。
 - 三 本学が所在する周辺地域の小学生以下の利用である場合は、貸付料の75%の減額。
 - 四 本学の教員または学生が多数所属する学会及び協会が一時貸付で利用する場合は、貸付料の25%の減額。
- 2 その他学長が必要と認めた場合は、学長が定める額に減額又は免除することができる。

（貸付基礎額の改定）

第7条 貸付基礎額は、次の各号に掲げる場合において、必要と認められるときは随時見直しを行うことができる。

- 一 近傍類似の取引実例価格及び固定資産台帳価格が貸付基礎額算定時から著しく変動したとき。
 - 二 公租公課が著しく変動したとき。
 - 三 貸付施設等に係わる本学及び経済等の情勢に著しい変化があったとき。
 - 四 その他、本学の事情により必要と認められるとき。
- 2 前項の改定を行う場合において、改定後の貸付基礎額が改定前の貸付基礎額を下回る場合には、改定を行わないことができる。

（貸付契約更新の場合における貸付料の特例）

第8条 前条第1項による貸付基礎額の改定前に貸付（要項第4第3項ただし書きに基づき賃貸借契約書を締結しているものに限る。）を受けている者が当該賃貸借契約の更新を行う場合において、本学と協議の上、改定前の貸付基準によって貸付料を定めることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京海洋大学固定資産貸付料算定基準（平成19年4月1日学長裁定）は、廃止する。

附 則（平成30年海洋大規第66号）

この基準は、平成30年4月17日から施行する。

附 則（令和元年海洋大規第 101 号）

この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年海洋大規第 32 号）

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和7年海洋大規第 24号）

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

2 施行日において、予約確定済の一時貸付の貸付料については、なお従前の例による。